

本邦佛寺の高利貸徴利認容の根據について

伊奈, 健次

<https://doi.org/10.15017/2344408>

出版情報 : 史淵. 11, pp.99-130, 1935-06-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

本邦佛寺の高利貸徴利認容の根據について

伊 奈 健 次

目 次

- 一、問題の意義
- 二、日本初期佛教の寺院財政に對する態度
- 三、佛教經律上の徴利認容の根據
- 四、國家施與の出擧と寺院の徴利認容
- 五、結論、中世への傳統

釋迦自身の心境には、伽毘羅城の榮華をすら捨てたものであるから、財貨に關する思索の片塵を求め
るのは冒瀆かもしれないが、釋迦以後に於ける釋尊の子弟等を中心とする教團の發生と共に此は必然的
に考へられなければならない大問題となつた。問題の根本は此處から出發するのであるが、財貨に對
する思索の問題は遙かに進展複雑化して、時代の必然に順應して高利貸に關する態度決定とまでなる

本邦佛寺の高利貸徴利認容の根據について

のである。かくて急轉直下して此處に今問題としてゐる命題の核心を披瀝しなければならぬ。即我々は既に幾多の文献を通じて八、九世紀時代以後に於ける西歐キリスト教會に於ける高利貸利子徵收の非認と禁令とを見、而も之が教會の勢力の進展と共に世俗一般の高利貸其のものをも一種の罪惡と視るまでになつたのである。そして之はとにかくに根本聖典たる舊新の聖書にまで其の教理的根據を求め、更に之を一段と彩色して、絶對的禁令となして、當時の經濟狀態が如何であらうと、社會經濟の進展し行く方向が那邊にあらうと、遮二無二に振りかざして、突進してゐるのである。苟も之に背くものは、聖書の禁を破り、宗教會議及禁令にそむくものとして、宗教的制裁を受けねばならなかつた。今一二其の文献を見るに、高橋誠一郎氏「經濟學前史」(改造社經濟學全集)及打村鑑三氏著「中世教會法的徵利論考」等によると七八九年から八五〇年に至るまでの諸僧會法規に「總ての人は悉く皆何物と雖も利を徵して貸すことを禁ぜらる」或は「蕾だに基督教の僧侶が利子を要求す可きものにあらざるのみならず、俗人も亦た之を爲す可きものに非ず」等々と云つてゐる。高橋教授も云つてゐる如く、聖書其のものの中には徵利禁止と許容の二方面の聖言があるのであるが、其れ以後、就中ローマ法王權の隆盛時代に入るに及んで、峻嚴なる禁止法となつたのであつた。然るに我邦の中世時代に於ては寺院(佛教)も、僧侶も、高利貸を營み、高利貸でないにしても、多く、低利にもせよ、利息を徵して貸出しを行つてゐて、何等之が、罪惡とも考へられもせねば又、禁止もされてゐない。稀に禁止せられてゐる如き觀があつても、之は余り非人道的な高利と、其の返済要求に對する惡

僧等の亂暴を禁止したものである。(兵範記長寛元年閏九月十八日條、滋賀縣史料第五卷所引延曆寺僧等の例)そして中世諸寺院の貸出には「寺物」或は「上分物」等と稱えられて利息上或は、返済即徴收の場合及徳政令等に對しては、一種の優先權なり、免除特權なりをすら持つてゐて、實に公然と貸出が行はれてゐるのである。(史淵第三輯所收拙稿參照)此處に於て後に見る如く、經典なり或は大寶令の僧尼令なりには僧侶の貸出利息は禁止せられてゐるかと思へば又一方經典には反對に許容せられてゐる句例もあつて、宗教の社會制への順應例としては、東西揆を同うしてゐるのであるが、中世に至つては全く其の反對の傾向となり反對の状態を現出してゐるのである。深く其の原因を探る所に本論文の興味はかゝるのであるが、全般的に社會的經濟的原因は探らんとして却つて常識論に墮することを懼るるが故に、宗教上の習慣は終始一貫多く、經典上の根據ある一句によつて左右せられること大であるからして、今の場合、其處に注意を向けて、佛教經典に於ては徴利は禁止せられたる反面許容せられたる一面もあると云つたが之は如何なる場合であつて、之が又本邦中世諸寺の息利貸出とは如何なる關係に(少くとも教理的に見て)あるかを究明しようと思ふ、之が本研究の主眼である。然し到底經典に關する全般的知識は勢ひ専門學者の研究せられたる範圍を利用するの學恩を許されたいと思ふ。即友松圓諦師の「佛教經濟思想の研究」及川上孤山氏の「大藏經索引三卷」此れである。

二

印度に於ける各部派は地理的、經濟的、各種の原因から其の教理を通じて伺ひうる經濟思想は著しく異つてゐることは友松師及之以前に早く指摘せられた通りであつて、本論の關心を持つ所の徵利問題に關しただけでも化地部の如く絶對禁止の態度を取つてゐる部派があるかと思へば、有部の如く許容してゐる部派もあるから本論に入るに先き立つて、初期日本佛教は何派の影響を受けてゐるかを吟味することは必要なことであるが、全般的考察は到底不可能であり、既に學界の通説として、有部の思想、有部の信仰及教理の影響を壓倒的に受けてゐるといはれてゐる以上、之を其のまゝ受け入れて、其の上に出發點を置くことも又許されると思ふ。然し此處に於ては、印度各派の研究は友松圓諦師の研究に依頼して、之に基いて、本邦初期佛教が、特に寺院財政に關しては、如何なる態度にあるかを瞥見しておくことは又無用なことではあるまいと思ふ。然し日本佛教は支那佛教を通じて來たものであるから、直ちに印度佛教の型即部派思想から照して見ることは如何かと思はれるけれども、それだけに却つて、部派思想に立脚して考察して置くことは必要だとも言ひうるのである。

夫に關する古文獻として聖德太子の十七條憲法を見るに「二曰、篤敬三寶。三寶者佛法、僧也、云々」とある。此は聖武天皇に至つて「三寶之奴也、三寶者佛法僧也」と云はれるのに傳統する根本的態度の表明である。以後園地宅舎の寄捨は何を對象としてなされたかといふに、施與形式の最も明瞭な

「法隆寺伽藍縁起流記資財帳」によれば、「是以、聖徳法王受賜而、此物は、私可用物には、非有と爲而、伊河留我本寺、中宮尼寺、片岡僧寺、此三寺分爲而入賜」となつてをり、更に「伊河留我地を功徳分、食分、衣分、寺主分四分」されて施與されてゐる。勿論、本邦では佛か僧伽かといふ問題は起り得べくもないが、漠然と寺に施入されるといふのは原始佛敎には見られぬ所であらうが、此處に又特色があるとも云へよう。伊河留我寺に寄せられたものは又之を四分せられてゐる點は、少くとも化地部派の思想とは思へぬ。而して、次に其の各分の使途について明記してある、即

功徳分地、御世々々に在坐天皇御朝を日月と俱に長く榮えしめて、毎年法華維摩勝鬘經を説きて佛之御法を萬代に流傳興隆せしむべき費用

食分衣分地、衆僧等衣食を爲して、佛敎を學習して後代に繼がしむべき費用

寺主分地、此寺を造攝し、朽壞せしめず、修補し、寺主法師等料の費とせられてゐる。(原文は漢文)

此に關する説明は次に一緒にする。

次に注目すべきものに大寶令がある。此處に於てあらはれてゐる佛敎部派の選擇は政府の宗教政策となつてあらはれて來る以上重要なものである。之によると僧尼令に云ふ

「凡僧尼、將三寶物、餉遺官人者、百日苦使」と、

即三寶の見方を受け入れてゐて、三寶物についての解釋は義解は「謂三寶者、佛法僧也」と云ひ、

集解の一註である。「朱」は、更に細説して「三寶物者、佛之御布施此佛物也。爲_二造寺_一及奉_二寫經_一等、備_二料物_一等是法物也。衆僧之供養料等是僧物者、不明也。」と云つてゐて、印度佛教各部派中の「法佛」の特別會計を持つてゐる根本説一切有部の財政思想は遺憾なく表現せられてゐるのである。

今友松師前掲書の三一〇頁の根本説一切有部の教會財政三部觀の紹介と比較して見る時、我々如何に其の間類似の大なるものあるかに驚くのである。即、「一佛物錢、佛堂や髮爪の塔婆を修理すべきもの、二、法物錢、佛經を書寫し師子座を修理すべきもの、三、僧物錢、現前に分つべきもの、」とある。朝廷に於ける此の根本説一切有部の寺院財政觀は國分寺建立と共に明かに表明せられてゐる。即類聚三代格卷三、所收天平寶字八年十一月十一日の太政官符によるに「一、毎_レ年奉_レ施_二三寶_一物等必依_二內教_一充用、」と云ひ、天平神護二年八月十八日の太政官符には「如_レ是、惡田宜_レ更改易便以_二乘田及沒官田隨近沃美者_一、永奉_二三寶之用_一。」（國史大系經濟雜誌社版本四五四頁）と云つてゐるのが之である。朝廷の宗教政策よりする寺院財政觀は根本説一切有部的であつたと決定して差支へないと思ふが、當時渡來せる幾多の經律が讀誦せられておこることを思へば、寺院財政に關する思想なり或は、財物出息の思想なりも又此の派に限られてゐたと思へない。此處に私は、即資財帳或は靈異記、寫經等を通じて今一つの立場から觀察しなければならぬと思ふ。即、我々は靈異記には出曜經、成實論、（群書類從本七六頁上、七八頁上、）涅槃經（同書八四頁上、）法華經（同書八五頁下）般若經其の他引用されてゐる經論を列擧するなら到底之を一つの部派に統一することは出來な

い。又寫經所の寫經を見ると、大日本古文書（正倉院文書）所收によれば、經論律疏殆んど各部派のを網羅してると見てよいのである。かく見來れば、之を讀誦する態度は如何にあらうとも之に影響されなかつたとは決して云へない。されば、時代は少く下るが、安祥寺資財帳によれば佛、法、二物互用するを得ずといひ、又五分律を引用して化地部的であり、寫經所では四分律の筆寫は律の内でも割合に多く法護部の思想を傳へてゐるのである。かくて我々は再び、初期佛教を風靡した部派の財政思想を見失つたかに思はれるのであるが、概括して寺院内の經理單位を何邊に置いてゐるかを見るかによつて適確に見極めなければならない。即、既に施入形式を見た際に法隆寺資財帳には水田三百町余が讀涅槃經料、功德分料、衆僧衣分料、食分料、寺主分料に分類せられたのを見たが又大安寺資財帳にも、合稻二百二十萬一千六百余束の分類が通分稻、僧分稻、功德分稻、孟蘭盆分稻、溫室分稻等と稱せられたことを見るが、功德分の意味については前掲法隆寺資財帳に於ける聖德太子施與田の功德分田を持つ者についての説明から見ると佛法を萬代に流傳興隆せしめるのであつて、其の場合には勝臺、維摩の讀誦を指してゐるが、同時に之等經典の流傳即筆寫普及をも含くんでゐることは推量しうると思ふ。此の意味で此處に謂ふ功德分は一種の「法物」と見得ると思ふ。（根本説一切有部の見解に従つて、）原始印度佛教の施與問題に於ては「誰に功德する」といふ功德行爲としての功德の對象は、佛か僧かといふことに繫つて意味があるが此の法隆寺の場合では佛法を繁榮せしめる爲といふ行為に對してなされたもので、其の爲の方法、即誰が如何に處理するかは寺院に任せられてゐたと思は

れ、むしろ功德分として獨立した財源となつてゐるのである。尙此處に云ふ通分稻については通三寶分の意味に考へられる。かくて施與稻以外にも全般的に資財帳に於ける分類を見るに

合 稻 壹拾壹萬壹佰伍拾肆束參把

佛 分 壹仟肆佰拾陸束玖把

灌佛分 參佰柒拾玖束柒把

法 分 參拾貳束柒把

聖僧分 陸束貳把

通三寶分 肆佰肆拾捌束

塔 分 肆仟捌佰玖拾捌束貳把

法藏分 貳拾肆束

常燈分 壹仟束

別燈分 參仟壹佰捌拾伍束壹把

通 分 陸萬伍仟貳拾壹束柒把、

となつており且此の分類名稱は寺院内の資財一切に關してなされてゐる。例へば

合 湊 湊机伍足

佛分壹足

法分參足

聖僧分壹足

となつてをり又時代は下るが同じ資財帳の系統として見なければならぬものに弘仁九年の廣隆寺資財帳及延喜五年の觀世音寺資財帳があるが、前者に於ては資財の分類は

一、佛物章、一、法物章、一、常住僧物章、一、通物章に

後者は 一、塔物章、一、通物章、一、佛殿章、一、僧客房章、一、佛經章、一、佛物章、

一、法物章、一、觀世音菩薩章、一、聖僧物章、一、通三寶物章、一、常住僧物章、

一、大衆物章

と言はれるものに分類せられてゐる。以上に於て塔物や常住僧物やの分類法がある點は一見伽葉惟部を思はせるが、佛教章或は又法物章等のあることはどうしても有部就中根本説一切有部の思想の影響を思はしめられるのである。かくて以上見來たつた如く聖德太子時代以後奈良時代を通じて資財帳を通して、初期佛敎の財物の寺院財政に於ける分類法を見ると、初期佛敎は、根本説一切有部を最とし及之に類する即塔物を認めた部派の影響を受け、之に風靡されてゐたと見るべきである。

三

今手近く本行集經四三卷の記事を見るに

本邦佛寺の高利貸徵利認谷の根據について

「鶯伽陀王、此彼世の因果を信ぜず、王女意喜天仙に問ふ。仙曰ふ、因果有り、王言ふ。若有らば、天仙は五百金錢を借れり、未來には千を以て償へ。」(原文は漢文)

或は又五分律(貞觀十三年八月十七日の安祥寺資財帳所收)に故五分律云「貸_ニ僧物_一、不_レ還計直犯重、」と云つてゐる。本行集經は伽葉惟部であり、後者は、化地部所依の律法であるから前者に於ては常住僧を除く外、後者では全然僧侶の息利事業は之を禁じたものであるが一方借りた場合には、最前返済を令してゐる。此は債務者側の立場について、債務は現世に於てのみならず來世に於ても返済する義務を持つものであると云つてゐるのであつて、此の思想は佛敎文學を通じて甚だ嚴肅を極はめてゐるのであつて、支那佛敎の一例としては、

文字禪三〇卷にある、梁武帝が、來調を願つた僧を、烏鷲を戦はしてゐる場合であつたので敵の石を殺せとつぶやいたために遂に殺さしめるに至つた説話の末に寶公なる人が之を説明した言葉によると「陛下前身蚯蚓也。僧嘗雜_レ草誤殺_レ之、今儻_ニ夙債_一耳」と云はれてゐるのは、因果應報の説から來てゐるのであるが、今此の例は直接債務辨済にはびつたと合はないが、夙債は即矢張り物的債務へも通するのであつて、又此の傳統を日本の佛敎説話に求めて見れば日本靈異記中の行基大德放_ニ天眼_一視三女人頭塗_ニ猪濁_一而呵嘖縁第廿九の終に「大德告けて言ふ。汝昔先世彼が物を負ひて償納せず。故に今子の形に成て徵債して而して食す。是昔物主、嗚呼恥矣。他の債を償すして寧死ぬ應ん耶。」と云つてゐる如き之であらう。此の思想は、同書第卅二の「死作_レ牛役_レ之償_ニ酒債_一、」の條に至つて、

非常に明瞭な形となつて、表現せられて來るのである。即「聖武天皇の世紀伊國名草郡三上村の人、藥王寺の爲に知識を率引し、音藥分（或は音樂分）其藥料の物を岡田村主の姑女の家に寄せて、酒を、作りて、利を息す。時に斑犢有り、藥王寺に入て常に塔基に伏す。そして遂に五ヶ年程寺に使用せられたが、或夜、岡田村主石人（先の酒を息利した女の兄）の夢に現はれて次の様に其の牛が涙を流しながら訴えたのであつた。即、我者櫻の村に有る物部の磨也。吾是より先き寺藥分之酒二斗を貸用し、未だ償はずして以て死す。故に今牛の身を受けて酒債を償ふ。故に役使せらるゝのみ。役すべきの年八年に限る。其の内五年は終へたが、まだ三年残つており寺の人から余り酷使せられるので、之を留めうる檀越と見込んで愁訴したのであつた。それで實否を正して見るに果してそうであつたといふのであつて、八年の後には其の牛は行く所を知らずなつた。」其の終に著者の言葉として「債を負ひて償はざれば、彼の報尤きに非ず。豈敢て忘んや。」と。又成實論を引いて「成實論に云ふ。若し人債を負ひて償はざれば、牛羊、麋鹿、驢馬等の中に墮して其の宿債を償ふとは其れ斯れを云ふか」と、而して此は前の行基大徳の場合結びとして出曜經を引用し來たつて「出曜經に云ふ。他の一錢の鹽債を負ふ。故に牛に墮ちて鹽を負ひて、駢させられ、以て主の力を償ふ、」と云つてゐると同じ思想である。兩者共に牛となつて債務を履行してゐるといふ徹底ぶりである。勿論實物貸借ではあつたらうが貸して息利を取ることに對する非難は全く無く返さなかつた者の方が非難せられてゐて、僧侶蓄財の如きを攻撃する一面をも持つと同時に、在來のかゝる商行爲に對しては何等之をなしてゐないこと

が分る。寧ろ此は、債務者に對して道德的原因からするにせよ、非常な嚴格さを要請することゝなり、むしろ金權の擁護に努めてゐる一面を示すものゝ如くすら考へられるのである。次に此の説話に於て興味あることは藥王寺の音樂部が當時の富家に委託せられて、息利の資本として運用せられてゐたことであつて、之に對して何等の疑をも持つてゐない。果して、聖武天皇の御代の史實と考へる必要もないが、紀伊の藥王寺の僧等も何等の構ひなく利用してゐたものとすれば、之は唯無知なるが爲といふよりは矢張りかゝる商行爲を當然として受けついであるものと見られるのである。此の方面のことは次に述べるとして、要するに債務者に對して、佛恩報謝（此については尙後に引用する天臺禁制式參照）因果應報の必然論として、債務辨濟を強制し、却つて債權の存在を肯定するといふ様になつてゐるのであつて、又當時の息利出舉制の認容となつてくるのであつた。

此等の債務辨濟を社會人としての一大責務として強調してゐるのは佛恩報謝の教團的信仰を社會道徳に及ぼしたものであると共に、之を通じて、既に印度に於て分派した諸派の内の最も社會生活に順應性を持つた有部思想が入り來た結果として、此の息利出舉に對しても順應し、且在來の社會制を認容したものと見るべきである。何等之を否認することなく、寧ろ之に佛教的見地から秩序を與へようとしてゐるのである。此の靈異記の説話は、今一步進んで重要な點を示してゐる。即、單に社會制としての一般息利出舉のみでなく、寺院が、自己の財物を他に仲介者を入れて、一般出舉と同様息利することすら許容してゐることである。即後世の名目金の原始的なものとしてよいのである。此處に至つ

て私は、此を承認せしめた佛經律上の根據に觸れねばならないのである。

〔僧祇律〕第十一卷三十三、華多者、與_レ華鬘家_一、得_レ直、作_レ房舍衣食_一、若猶多者、當_レ著_レ無盡財
中一。

此は剰余物の肯定であり、そして之を無盡財中に蓄へることを認めてゐる。既にして此の無盡財とは、佛物無盡であつて、佛に對して捧げられたる財物であつて、蓄へられ、永遠に持續維持せられなければならぬもので、即無盡である。此の僧祇律は、大衆部所依の律であることは周知の通りである。更に進んで、

〔全書〕十一卷三十三には、無盡物中生_レ息利。の一句に至れば、大衆部の無盡財觀の根本とも云ふべく、無盡ならしめる爲には、單なる貯蓄では不可能であり、又田畑を購入し之よりの收獲が認容せられる如く、消費財物を其のまゝ息利せしめて、永久ならしめることは、最も手近な方法として存在するものを利用し認容したのであつた。即此の派の塔物、僧物を分け、僧は佛の殘食を拜食する信仰に根ざしてゐるのである。

〔十誦律〕第六十、塔物無盡、出息_レ令_レ得_レ利_レ供養塔_一、

(註、出息者、計_レ利息之法、無盡講之起原也、)

此の十誦律は一切説有部の一派の所依する律であつて、此は其の派の經濟思想を物語るものであつて明かに塔物無盡にして、出息することを許してゐる。塔物とは、佛塔即佛像或は舍利塔の前に堆高く

積まれたる信者よりの淨財であつて、之は佛物であるから永久に保存し其の保存方法の一として出息が認められると共に僧侶等も一定の手續によつてすれば利用しうるのである。且單に資本として之を永存するといふよりは、却つて、息利による維持費の獲得に力がそゝがれたのである。根本説一切有部に於ても友松師の研究によれば教會財政は三分せられて前に説明した如く佛物、法物、僧物となつてあり、三寶分配供養であつて此の「三寶のためには、利潤を求むべし」と云つてゐるといふのであつて、佛物錢財の息利貸借認容の根據が明示せられてゐて、三寶分は共に息利せられた、勿論此は、僧侶の生活費獲得のためとか、或は、利殖のための利殖とかいふ觀念から許容されてゐるのではなく、佛、法、僧、供養の永續をはかる爲である。以上に於て日本佛教に最大最深の影響を與へたと云はれる大衆部と有部とについて見たのであるが、今一つ勿論其の發生を後世に持つものではないが、特に支那及日本の強い父母供養の信仰から出發したものであらうが祠堂錢なる名目でされてゐる一種の低利貸借があるが、之は勿論此の無盡財息利認容に其の根據を持つものであることは當然であるが、眞俗佛事編第六雜記錄には、「儒家に鬼神を祀る所を祠堂と名づく、五俗依_レ之、父母亡靈の爲に、寺に納る財なれば、祠堂銀と云」と見へて、其の名稱が儒教思想にあることを説明してゐる。然し之が受納を許容する寺の側にあつては、父母の靈に對する一種の追善功德分として受け入れると共に、文殊問經上にある次の一句に其の根據のあつたらうことも見逃してはならない所であらう。即

〔文殊問經〕上、爲_レ供_ニ三寶父母兄弟_一、得_レ蓄_レ財、

父母兄弟供養は三寶供養と共に列記せられて同じく取りあつかわれてゐて、蓄財が許容せられてゐる以上は、其の息利も又許容せられるのは必然と見るべきであらう。

以上息利に關する資料を含んだ必要経律について、之を通して之が屬する部派の思想の一端を述べたのであるが、其の他東大寺寫經所で寫された四分律の屬する化地部の如きは如何であつたらうか、友松師の研究の結果に依頼するならば、少くとも化地部に於ては、未だ佛、僧、法三寶觀の發生すらくなく、まして佛物分の利用等は不可能なことであつた。法護部に於ては佛物僧物の區別は生じてゐるのであるが佛物は神聖にして絶対に僧侶の費用に供せられる事は禁んぜられ如何に山積し、朽れ果てることがあつても手を附けることすら許されない状態であつた。又僧物も四方僧物にして一人の力で分配、自入、賣買してはならないのである。或る意味に於中途半端な不經濟的な思想であると云はれる。分別説部の説は善見律等によると佛物、僧物の別を生じ、而も、大衆部等よりは余程其の兩者の流用は自由であつたらしく、且又之を以て自由に人を賃することも出來たのであつた。第四に迦葉惟部（飲光部）であるが此の派に於ては、塔婆を佛の法身と見、之に献上された財貨を運用貸出等することは法身を毀つものとして非難したのであつた。然るに此の派では、かゝる不經濟的の一面を持つと共に此の塔婆物と確然區別せられた「常住僧伽物」なる費目を寺院財政の上に持つてゐて、之が、僧侶一般の物質生活の資源となつてゐて、之は貸出、利上げ等に利殖することは許されるといふのであつた。此の派自身の内に於ても二元的見方があつて、僧侶のもの息利が許されてゐる點は注目に

値する。即日本の初期佛教として影響する所大であつたと云はれる有部の思想と相反してゐるのであつて迦葉惟部派及分別説派では僧物なる故に息利利用が認められ佛物なる故に神聖なりとして絶對的に放棄された。然るに一切説有部にせよ、根本説有部にせよ僧物は現前分配さるべきもので消費せらるべきものであつて貨殖利上げは重要な意味を持たないのであるが、佛物は佛物なる故に永久無盡でなければならず、之が爲には息利貨殖が許されてゐるのである。キリスト教に於ては、同一聖書の中に於て矛盾せる禁止と許容の二つの言葉を見出すのであるが佛教に於ては同一部派に於ては首尾一貫してゐるけれども、部派を異にすることによつて、相異なる意見を有し、正反對の結果を主張してゐるのである。印度に於て如此であつたのに對し支那では如何あつたかの研究は他に譲らるべく、唯、長生、無盡の存在したことを一二の記録に伺ひ得た所から其の一部の片影を概察するのに止め、本邦に於ては如何であつたかといふに、既に先輩の研究もある如く有部派の傳來とせられてゐるが、之が、一例證と見てもよいであらうが兎に角佛物僧物等の息利貨殖に對する思想としては大寶令中の僧尼令に於ては、「凡僧尼、不得私畜園宅財物及興販出息」(中略)然不得仍出息興販也。興販者、賤買貴賣也。出息者貸物生子、凡僧尼犯此法者其物皆沒官也。」と規定してゐるのは僧尼自身に所屬してゐる物品則配分後各自に歸した個人所有物の息利貨殖の商行爲を禁じてゐるのである。寺院財政に於て三類された「僧物」と僧尼の個人所有物とは區別して考へねばならないと思ふ。寺院財政上の僧物は共有的、共通的に消費される基本財物の意義をもつからである。だからと云つて、大寶令

の思想を直ちに化地部の僧伽共有思想に連結せしめて考へる必要はないのであつて説一切有部に於ても此の如き僧尼の個人所有財物については「重寶與人、求息利一犯」と云つて該派の文獻薩婆多毘婆沙の禁する所であるから。だから僧尼の個人所有物即一寺院内に於て僧物として、現前僧尼に分配せられて、個々人の所有に歸したものを興販息利することが禁んぜられてゐる點、僧尼令は矢張り有部的思想を受けてゐると云つて間違はないのである。令制此の如く有部的であつて、我々は中世に至り、「寺物」と呼ばれ又「佛物」或は「大塔修理物」（寺誌叢書第四、一二二頁）と呼ばれるものゝ存在することを思へば、有部の思想に影響せられた結果、「塔物」及「法物」思想及必然的に無盡微利認容の思想は我邦に生じたと考へねばならない。然らば我邦に於ては塔物無盡として自由なる息利貨殖が行はれるには、直ちに寺院の出舉微利行爲への自發的進出によつたのか、或は又各種の事情特に外部に其の動因を持つのか、といふことを此處に問題としなければならない。

四

此處に問題としなければならないものは矢張り第一に諸寺の資財帳でなければならない。幾多ある内今は寺院息利に關係のある出舉稻に關する史料を含んだ大安寺伽藍緣起並流記資財帳、（大日本古文書二、六二四頁）を見るに、同寺は、聖德太子の御願によつて田村皇子の建立し給ふた所であつて御代々々相續いて來たのであつたが、天武天皇の時出舉稻が三十萬束寄附せられたのであつた。其の

本邦佛寺の高利貸徴利認容の根據について

一一六

史料は、

「(前略)、以後飛鳥淨御原宮御宇 天皇二年歲次癸酉十二月壬午朔戊戌、造寺司小紫冠御野王、小錦下紀臣訶多磨二人任賜、自百濟地移高市地、始院寺家入賜七百戶封、九百三十二町墾田地、卅萬束論定出舉稻、六年(中略)改高市大寺號大官大寺、」(下略)

合論定出舉本稻參拾萬束

在遠江駿河伊豆甲斐相模常陸等國

右、飛鳥淨御原御宇 天皇歲次癸酉納賜者

九百三十二町の墾田についても全國各地に分布してゐるのは之を略して要するに之等出舉稻及開墾水田地を通じての收穫稻合計及之が經費としての費目に就ては次の如くである。(數字の字體及見納、未納、損失等は省略した。)

合稻、二二〇、一六〇六束八把三分半

通分稻、一八八、五七六六束八把分半

僧分稻 二四、〇五七四束

功德分稻 二、二四九五束三把二分

孟蘭盆分稻 一、七二四九束四把四分

温室分稻 三、五五二〇束九把七分

となつてゐる。不消耗財貨は、佛物、聖僧物、通物、法物等に分類せられてゐるが、消費を要する經費としては大きく此の五分法で足りたものであらう。通分とは、他の所に於ても見る如く通三寶分で、佛法僧の三者の消耗經費に支辨せらるべきもので最も多額を占めてをり三者の外、悲田分、塔分、等をも含んでゐるのかも知れない。僧分とは現前僧分であつて特別會計とし、功德分、盂蘭盆分、温室分共に特別會計としてゐるのである。恐そらく其の支出が經常的でなく臨時的であつたからではあるまいか。而も其の割合も通分が絶對額を示してゐるのも注目に値ひする。此の大安寺の場合に於て此の出舉稻は、大安寺維持の爲に私出舉稻として一般の在家の風習に従つて、僧侶以外の方から施入せられたものであつて、利益は寺院のものになるにしても、直接其の事務を取りあつたか否やは不明である。が、三綱等寺院役僧の一部が關係したに違ひないことは言ひうると思ふ。以後寺院の所有する出舉といふことゝなつて、寺院自ら思ひ立つたものでなく他からの所與であるにしても、寺院は寺院のための徴利を承認することになるのである。かくてずつと前に引用した靈記の藥王寺音樂分出舉の記事が、同じ意味に於て許容せられて來るのである。先づ、大安寺によつて、寺院と外部よりの施與者との關係を見て、其處から發生する寺院出舉の例を見たのであるが、其の他外部より施與せられた出舉として發生した寺院出舉の例を尋ねて見るに、此の天平大安寺出舉稻と同一思想系統に屬するものとして西大寺、藥師寺及八嶋寺の場合がある。西大寺のものは實史料は得ないが、西大寺流記

資財帳（大日本佛教全書中寺誌叢書所收）には、西大寺所管の出舉に關する帳簿のあつたことを示してくれる。そして之等の帳簿の年號はないが他の帳簿の年號から推考してみると天平神護年間のものらし。即

目錄中に

「封戸出舉稻第十一」但し本文は欠文

「官符圖書第五」中には

「一卷、獻入封戸並應出舉稻〔在內印〕 一卷、獻入稻應出舉稻〔在內印〕」

と見えてゐる。そして之等利稻の所在地については、記録がない。次に藥師寺の利稻に關しては「藥師寺舊流資財帳」によれば

「一、利稻七萬七千四百束

信濃國二千四百束

常陸國一萬五千束

武藏國一萬五千六百束

遠江國二千四百束

安房國三千六百束

駿河國二千四百束

甲斐國千二百束

上總國一萬二百束

下總國一萬六千二百束

美濃國八千束

次に八嶋寺については、「大安寺崇道天皇御院八嶋兩處記文」（大日本佛教全書、寺誌叢書所收）に

よれば

以大同元年於山陵地、建立伽藍號八嶋寺、勅施入利稻三千束、從大和國下行云々」と見えてゐるのは全じ系統に屬する寺院出舉の發生と見るべきものである。即寺院維持の爲に、八嶋寺の場合には更に其の上に崇道天皇の靈を慰め奉るといふ意味も加はつてゐた様に思はれるが、出舉稻が、寄與せられ、寺院又之を受け入れてゐるのである。而して、此等の場合は何れも寺院の手自ら、出舉事務を處理したか否かは不明で、國衙の所管らしく思はれるものはないが、次の國分寺の場合と同じく漸次國衙の手を離れ寺務僧侶の手で取扱はれるに至つたらうことは容易に推考し得、又許されることである。

今見來たつたものと稍趣を異にし國家特に地方財政上から見なければならぬものに國分寺の出舉稻即國分寺料稻と云はれるものがある。然し究極にせんじつめるならば前述の之と全然異つた所はないのであるが、前者が、一時的發願に發して純粹に寺院維持のために施與されたのに對し、後者は、地方財政の支辨を公出舉に轉嫁してゐる所に、地方制度の一種として企てられたものである所に差異があるのである。即國分寺維持の爲にせられたのは、直接には地方經費支辨の必要から起されたものである。

國分寺の設定を見、國分寺條例とも見るべきものが天平十三年二月十四日に出されて水田百十町が施與せられて以後三年、天平十六年七月廿三日には、出舉稻が國分僧尼兩寺各二萬束の施與があつて

ある。

〔類聚三代格卷第十四〕

詔、四畿内七道諸國。國別割_ニ取正稅四萬束_一、以入_ニ國分僧尼兩寺各二萬束_一。每_レ年出學以_ニ其息利_一、永支_ニ造寺用_一。但志摩國分_ニ充尾張國_一。壹岐島分_ニ充肥前國_一。多禰對馬不_レ在_ニ此限_一。

天平十六年七月廿三日

水田一十町は住僧の生活費としては足りたかもしれないが漸次完成して行く國分寺の全經費を支辨するには、此だけでは不足であつたらうと思はれ、之には出舉稻の施入が最も適當であつたらうと考へられる。其の息利を以て造寺用に供せられてゐるのである。此の費途は寺院の新築増築に充てらるべきであつたであらうが、其の他官符に明示されてゐるのを見るに、國分寺先經造畢塔金堂等或已朽損將_レ致_ニ傾落_一、如_レ是等類宜_下以_ニ造寺料_一、且加_ニ修理_一と之。(天平神護二年八月十八日官符、)即ち塔及金堂の修理費、即塔分として用ひられをり、此の官府は神護景雲元年十一月十二日の官符に於ても強調されてゐる。(舊國史大系本類聚三代格四百五十五頁)次に此等の經理は寺自らのみでやるのではなく、即國師交替の時其の解由に關する天平勝寶四年閏三月八日の太政官符(前同書四五三頁)によるに素緇雖_レ別於_レ政仍同、自今以後新舊交替、計_ニ會資財_一同知_ニ損益_一。然後與_ニ國司_一共造_ニ帳三通_一、一通僧綱、一通三綱、一通國司。望請頒_ニ下諸國_一、仍以申送者、とあつて、地方財政上の事柄である限り國司の管轄は當然であつた。天平寶字八年十一月十一日の官符では、諸國國分寺中所_ニ造成一物_一、

費用財物に依り實勘録、毎年附朝集使に申上。と命じてをり、同じく「今聞國分寺封田等物或國、曾不充造寺、亦無供養僧、而國郡司等非理用盡。或國雖有可厶用猶不厶存心。唯收藏中厶空令朽損自厶今已後不得更然」と令して國郡司が地方政財上に國分寺費について怠慢なる點あるを指摘してゐる所から見れば國分寺經費に關する國司の權限は頗る強いものであつたことが分る。此の事實は諸國定額寺についても同様であつて、定額寺の場合では延暦十七年正月廿三日の官符によつて資財帳を朝集使に附することのみは停止せられたのであつた。此の寺院經理費支辨の爲に出舉の息利が國家によつて施與せられる時、寺院としては之に追隨し、國家としては其の可否について穿鑿して教理に其の根據を求めたことは未だきかないが、恐そらく支那の寺院經理を其のまゝ模倣したものであらうとは先づ考へうることであつて、其のことは直接には大寶令の有部思想が、政府の宗教政策として實現せられた影響によつて、許されたものであらう。そして此の國司管理の出舉稻は國司權の衰退と共に衰へる一面寺院の自力管理の私出舉に變質して行つておるのであつた。少くとも經理の方法は繼承模倣せられて行つたものと考へられる。

次に我々は法隆寺伽藍縁記流起資財帳に、法隆寺資財帳の一項目として記載せられてゐる同寺の有財産を構成してゐるものに

「別燈分壹拾玖石陸斗參升

「常燈分壹仟束

本邦佛寺の高利貸徵利認容の根據について

といふのを見る。是等は寺院用の燈火費用としての項目であるが、燈火を特に重んずる有部思想の影響と見てよいが之等は年と共に一定の財源から供給せられることとなつて、一種の基金となつて存在し、夫自ら自體を維持する様になるのである。そして之が爲には之を基金として、出擧が営まれるのである。大同三年七月四日の官符(前同書四六七頁)によると、

諸國定額寺灯分稻可レ使レ預講師三綱一吏

右被_ニ右大臣(藤内)宣_レ備、奉_レ勅國內庶務觸_レ事繁多。宜_下其灯分料稻停_レ預_ニ國司_一。便令_ニ講師三綱依件出擧_一。省寮依_レ例勸_レ之僧綱亦加_レ檢校_上。

灯分料稻の施入は未だ聞かないが造寺析稻と同様のもので資財帳の常燈分なり別燈分なりを指すもので、之が、國司の監察を離れて講師三綱の、專任管掌となつたことは注目すべきである。即寺院自らの經營となつたのである。然し大同元年八月廿七日の官府によれば、此の灯分析稻の利用は寺院の檀越等の間になされ、又錢物等も貸借せられてゐたことが分る。即「如_レ聞檀越等種_ニ佃寺田_一、不納_ニ租米_一、或費_ニ灯分稻_一、不_レ燃_ニ夜灯_一。或貸_ニ用錢_一物經_レ年不_レ還と云つてゐる。此處に云ふ「灯分稻を費し」は矢張り其の内には、借りて行つてゐることをも含むものとも見うる。然も錢物の貸出も行はれてゐたことが分る。但し之は息利したものか否かの明記はないが時代が既に下つてゐるから之は問題外である。既にして此の錢物の受納に關しては原始佛敎の諸派では憎む所であると云はれてゐるが、(友松師、前掲著二二四頁)有部に至つては佛、法、僧の三物錢の區別を立て、消費運用してゐる

るのであつて、我が大安寺伽藍縁起資財帳も又錢に關しては佛、法、僧分其の他各部分錢を認めてゐるのである。特に法物錢を立て、經典出版に努力した根本説一切有部の財政思想は寫經を最も要求した我初期佛敎の受けついで所であつて、寫經費及之の寫經生への利息附一時貸（立替の意味を以て）は甚だ盛んなのがあつた。續修東大寺正倉院文書に幾多收められてゐる寫經生等の高利貸借文書はかゝる意味から觀らるべきものと思ふ。

以上要するに造寺願主の施與により、又國家地方財政維持の必要からして、當時一般に行はれてゐた出學利稻の施與、運用が寺院に適用せられ、即、資本として、又將來之を運用する權利と其の果實たる貸付資本の回收及收納利息をも共に附與して寺院に與へられたものが、遂に寺院の所有となり專任管掌となつて寺院の息利出學となつて發展し來たつたものが主要なものであつて、寺院としては之を國家制度として許容し、又追隨したものと見てよい。然し其の内部的反省に於て、有部の影響なく、支那諸寺の模倣がなかつたなら其の結果の事實は如何に現はれたかは不明である。而も支那諸寺院も矢張り友松師の説によれば有部の思想の上に成立したものである。此の場合日本の初期佛敎が出學制を認容せん爲に有部に走つたと考へられない。矢張り支那傳來の有部思想を佛敎信仰の根本に於て取り入れ且そのまゝ發展せしめ、出學利息の制度についても有部思想の許容する範圍に於て之を自家に有益に用ひたものと見なければならぬ。且日本佛敎が國家鎮護と共に發達したものなることを思へば息利認容についても國家制度への追隨も肯定し得られると思ふ。

五

以上私は佛教諸派に於て化地部、分別説部、法護部は、佛物僧物共に出息徵利を禁じ、迦葉唯部は佛物については禁じてゐるが、常住僧物は之を許し説一切有部及根本説有部及大衆部は佛物無盡、塔物無盡として出息徵利を許容し、僧侶の個人的出息商行爲は之を禁じてゐた、然し之は、微温的であつたことが、經律に根據を置いてなされたものであることを經律に遡つて見來つた。然して其の内の有部思想が支那に輸入せられ、更に我初期佛教は支那佛教の模倣であり、且財物徵利の思想は有部思想を受けたため許容の態度に出たことを見た。然し之を更に出舉徵利の問題に極限して見來つた結果、其の許容に出でた態度の根本は有部特に根本説一切有部の思想の影響によることを資財帳を通じて見たのであつた。加之、我邦佛教諸寺院の出舉發生の沿革を見れば、即設定の過程を見れば、主として勅によるか、或は、太政官府によるかであつて、即天皇或は皇子皇族の施與と、太政官が國家財政特に地方財政上の必要から、寺院に出舉稻を設定して公出舉として、國衙をして管理せしめた所にあつたのであつた。政府が之を敢てなした理由は財政經理の觀點から寺院に對しても事務的處理を以てなしたことに最大の理由を認めると共に、政府の態度を決定せしめた佛教思想としては大寶令の解釋に基いて有部的思想が、宗教政策として實現したことにも重大な理由のあることを知り得た。然し之に對して寺院そのものが自己の信仰思想に反するとして、拒避したならば之も不可能であつたであ

らうが、初期佛教が國家鎮護のものであり、國家の力によつて繁榮したものであり、且有部的出息認容の思想を持つてゐた爲に、國家の施與をうけいれ、制度として認容し、且時日の經過と共に漸次國衙の手から寺院の手にうつて寺院の經營となつてしまひ、遂に中世見るが如き、佛物、塔物の高利貸盛行を見るに至つた。此處に結論を結んだ私は、其の三寶物就中、佛物、法物の出舉徵利認容か中世に引き來つた傳統を、中世高利貸として用ひられた諸寺院の特別資金について、其の名目を辿つて見なければならぬ。其の爲に平安佛教の基調となる延曆寺禁制式天臺霞標について見ることから出發しよう。

(滋賀縣史第五卷 39P. 延曆寺禁制式 天臺霞標)

凡有_レ生必死、誰免_レ此者、頃年山家佛子等或經_ニ旬月_ニ而病死、或無_ニ遺言_一、頓沒或有_ニ資具_一無_ニ弟子_一、或無_ニ附物_一、有_ニ弟子_一、自今以後長逝、同法知事相助、隨_レ分葬埋、若有_ニ殘物_一、依_ニ南海傳_一、可判_ニ處分_一、先報_ニ負_レ佛債資_一、次宛_ニ看病者_一、然後可_レ有_ニ財物資具_一、當_ニ三均分_一、上_ニ於_ニ三寶_一、其佛分、用_レ造_ニ佛塔塔殿_一、其法分、用_レ造_ニ經典法門_一、其僧分、諷誦料物、有_ニ經典章疏_一、當_レ納_ニ經藏_一宛_ニ傳法料_一、若有_ニ屋牀之類_一、宛_ニ住持分_一、唯除_ニ遺言已記訖_一第十一條、

天長元年五月廿三日

上座 僧 仁 忠

付位傳法大法師位義眞

此の式に伺ひ得る重要な點は、寺院出息認容の消極的一面の根據として債務返済の責務を強調し、之が同時に社會一般の息利認容となり、又進んで寺院の出舉を認ることになることを指摘しておいたが、之が、根底は、佛に負ふ借資を果すといふ佛教徒としての第一義に基いたものであることであつて、之の思想が平安時代にもつよく主張せられてゐるのであるといふことである。第二に重要な點は、此の禁制式は三寶思想であつて、寺院所有財及財政の基本を三均分主義に置いてゐて、之に對する説明から見ると全く大寶令の朱説と同じであり、即更に遡れば根本説一切有部の思想の傳統を曳いてゐるといふことである。延曆寺勢力の一般性を考へる時此の禁制の影響も充分考へるのである。更に今一つ東大寺の例として東大寺要錄卷六（續々群書類從）によれば

一、營造修理塔寺精舍分

一、供養三寶並常住僧分

一、定官修行諸佛事分

といふ三分主義であつて、且常住僧分を設置してゐる迦葉惟部派の思想を殘してゐることを見れば、共に有部的であると共に迦葉惟部派の派であつて、何れも出舉徵利は認容せられるものである。

第三に注目すべきは僧の遺產處分に關して南海傳即唐の義淨の南海寄歸傳によるべき事を規定してゐることであつて、之又財物に關する思想を規定したこと大であつたであらう。此は唯指摘しておくに留める。

次に名目上に出息徵利せられた資本の引き來たれる傳統を見よう。即無盡なるべき、佛物、造營料、修理料乃至は灯分稻の傳統は如何なる名目となつて中世にはあらはれてゐるか、先づ關係史料を

一二掲げてみよう。

(1)「……安平(人の)持禪寺之出舉之代、以_レ彼地一令_レ辨入_二了。然榮覺辨_三進彼之佛物出舉_二(高野山文書續寶簡集七〇七號仁治三年榮覺田地去狀)

(2)「……御影堂造營寄進料足、依_レ有急用_二滿寺加_三評定_二所_レ被_レ借渡_一也。……」(東寺百合文書ひ五〇一六〇上應永三年九月十日公文法寂の借用狀)

(3)「一、湯屋修造料足、坊別五百文宛三文子可_レ被_レ預申_二事_一」(高野山文書又續寶簡集一三九號文安四年谷上院主評定事書案)

(4)「……康福寺修理米借負不_レ致_二其辨_一間、利辨巨多也」(大日本史料四編の五、東大寺文書五、建久六年清原の私領畠地去狀)

(5)「……今勝尾寺御燈油米借用仕候後、相續依_レ爲_二旱損_一、于_レ今未_レ致_二其辨_一……」(大日本史料第四編の十五、勝尾寺文書、所收の田貳永作手質流狀)

(6)「……妙興寺佛物用途伍拾貫借用申處實正也」(徵古文書乙所收妙興寺文書中の應永卅一年貸借狀)

(7) (滋賀縣史、第五卷 162p II / 466 608 看聞御記)

永享五年七月廿四日の條

「一、三千聖供者佛聖燈油之要脚、滿山禪徒之資糧也。云々」

本邦佛寺の高利貸徵利認容の根據について

以上七通の文書は中世寺院關係貸借文書中の一部及その他であるが、(1)と(5)に「佛物出舉」「佛物用途」といふ名目で出舉徴利を行つてゐるのは明かに有部の思想を傳統したものであり又我國初期佛教の資財帳の論定出舉として施與せられたものが、功德分錢として寺院財政の一部をなし、初は國司によつて後寺院三綱の専務管掌となつて出舉せられたもの、傳統を引くものであつて、明かに日本に於ける大乘有部の思想の明確なる發展である。既に「佛物」の徴利許され、又「寺物」の徴利許され、中世に於ける高利貸經濟に於ける特殊の地位を占めるものとなつてゐる。次に(2)の「造營料足」が、高利貸資本となつてゐるのは、國分寺造寺新稻が出舉徴利せられたる傳統を引き、又造寺新稻を以て國分寺金堂塔等の修理費に充てられ之が出舉せられたる傳統は(3)及(4)に於て之を見ることが出来る。「修造料足、」及「修理米」又中世高利貸資本の名目をなして徴利運用せられてゐる。而して、(5)の「御燈油米」借は之又明かに資財帳に於て「常燈分」として獨立した費目は、大同年間の官符に見る如く寺院内の特別會計となつて、之自體一種の基金として出舉せられた傳統と見るべく、中世に於て確然たる名目を高利貸經濟界に發展せしめてゐるのである。此等の例は中世の貸借文書に幾多求めることが出来る。又同様の性質ではあるが名目を異にする幾多のものが發生してゐることも、佛物無盡財息利貸出の許容に基いて發展したものと見るべきである。(此等の中世貸借文書及之等の名目を有する資本の貸借が中世高利貸經濟上に占める特殊な地位については、史淵第三輯拙稿「中世に於ける社寺金融の特別低利率について」に於て觸れておいた積りである。)(7)の佛聖燈油の要脚が満山の

資糧と云はれてゐることは愈々興味深きことであつて、灯火、點火の順序に注目を向ける大衆部的思想を反映してゐるものであらう。尙延曆寺の満山の資料であるといふことの具體的事實は史料の欠如によつて闡明し得ないが、東大寺の一例をとつて見れば、東大寺油倉の東大寺經濟上占める重要な地位を見れば分る。尙之についての詳細は他日に譲らねばならないが、概略を集め得た史料によつて伺つて見よう。既に觀世音寺資財帳に「右藏在東大寺油藏」と見へ元亨二年（東大寺文書第二號六所收）には大野庄内の一部の田地畠地を賣收してゐる記録があり寛正年には（東大寺文書第二）大部庄の反錢徵收の請負をやつてをり其の他蒲御厨東方の年貢も徵收請負をやつてをり最大の收益を獲得したと思はれるものに東大寺八幡宮領攝津國兵庫社升米並置石代官職の請負をやつてをることである。（神戸市史資料編第一、二九八頁代官職請文）「……於彼關所者、油倉講申候……文安元年甲子十一月十五日油倉玉叡」とあり其の他數多の之に關する文書を見得る。而して此の油倉は貸出をも行つてゐるとが大橋文書（大日本史料第六編之第七、九九三頁）に

「注進河上二名三斗米納下事 曆應四年辛巳分

合十二石一斗三合三勺者

（中略）

一石二斗 油倉借物出之了

（中略）

本那佛寺の高利貸徵利認容の根據について

康永元年六月廿一日

二 名 俊 覺

即俊覺が油倉より借りてゐた米に一石二斗返済支出したことを年貢結解狀に認めてゐるのであつて一石二斗の内には利分も含くまれてゐるか否かは不明である。尙田中教忠文書にも一例がある。此の油倉は東大寺戒壇院附屬の油倉であつて、燈油保管所であつて、此が貸出をなしてゐるのは、此の常燈分貸出の認容に基いたものと思はれ、其の會計が獨立して、遂に兵庫關料八百貫の請負をなすに至り、東大寺財政上重要な地位を持つたことを示してゐるのである。以上中世に於ける寺院高利貸は、かゝる意義を以て上代の之を傳統してゐるのであつた。西歐社會に於てキリスト教理が、僧會決議となつて、徵利禁止に傾いたのと正反對の傾向を辿つてゐるのである。尙、中世僧侶の私有財の貸出が常任僧物貸出に（迦葉惟部思想）根據を置いたか、或は、形のみで僧侶であつたことに起因してゐて佛敎上から云へば墮落即世俗化であつたか、についての考察は、後日に残る問題であり、土倉法師の發生と結びつけて考へられねばならぬ。尙又佛物貸出は我邦中世社會に於ては神物貸出と相並んで重要な意義を持つてゐたことは中世經濟史の問題として後日に譲らるべきものである。——了——